



平成22年5月20日(木)

「投資信託」新商品の取扱開始について

～「外貨建て」・「新興国」・「成長国」への投資ニーズにお応えします！～

株式会社トマト銀行(取締役社長 中川 隆進)では、外貨建ての投資や成長国・新興国の魅力的な金利水準、経済成長力を背景にお客さまの投資ニーズが高まっていることなどから、平成22年6月1日(火)より下記のとおり投資信託3銘柄の取り扱いを開始いたしますのでお知らせいたします。

※下記の3銘柄を含めて、当社が取り扱っている投資信託は、運用委託会社9社、計35銘柄となります。

記

1 取扱開始日

平成22年6月1日(火)

2 新規取扱開始ファンド

ファンド名	運用委託会社	商品概要
みずほUSハイイールドオープンAコース(為替ヘッジあり)/Bコース(為替ヘッジなし)	みずほ投信投資顧問	主として米国の米国ドル建ての高利回り債(ハイイールド債)に投資を行い、信託財産の成長と安定した収益の確保を目指します。
MHAMグローイング・アジア株式ファンド	みずほ投信投資顧問	高い経済成長が期待される中国・インド・ASEAN諸国の株式に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。
新光ブラジル債券ファンド	新光投信	主としてブラジルリアル建てのブラジル国債に実質的に投資を行い、長期的に安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

※詳細は別紙商品概要をご覧ください。

3 取扱店舗

当社本・支店58カ店(ももたろう支店を除く)

以上

本件に関するお問い合わせ先 営業企画部 山本 TEL 086-221-1019

商 品 概 要

フ ァ ン ド 名	みずほUSハイイールドオープンAコース（為替ヘッジあり）／Bコース（為替ヘッジなし）
商 品 分 類	追加型投信／海外／債券
委 託 会 社	みずほ投信投資顧問㈱
信 託 設 定 日	平成16年6月30日
信 託 期 限	無期限
主 な 投 資 対 象	LA米国ドル建てハイイールド債マザーファンド受益証券への投資を通じて、米国の米国ドル建てのハイイールド債を主要投資対象とします。
運 用 方 針	<p>1. 主としてLA米国ドル建てハイイールド債マザーファンド受益証券に投資し、信託財産の成長を目指して運用を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則としてマザーファンド受益証券の組入れを高位に保つことにより、マザーファンドの投資成果を忠実に反映させることに努めるものとします。 ・ 米国の米国ドル建てのハイイールド債への投資にあたっては、綿密な調査に基づく銘柄の選択と適度な銘柄分散によって信用リスク等をコントロールしつつ、高い利回りの享受を目指します。 ・ 運用にあたっては、定性分析・定量分析に市場環境分析を加え、良質な資産と優良な経営陣を持つ企業を重点的に抽出し、銘柄選択を行うことにより付加価値を追求します。なお、マザーファンドにおける外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 <p>2. Aコース（為替ヘッジあり）は、実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。Bコース（為替ヘッジなし）は、実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>3. 市場動向や資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>
主 な 投 資 制 限	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
決 算	毎月7日（休業日の場合は、翌営業日）
収 益 分 配	毎期、決算日に収益分配方針に基づいて分配を行います。
信 託 報 酬	純資産総額に対して年率1.47%（税抜1.4%）
申 込 手 数 料	3.15%（税抜3%）
信 託 財 産 留 保 額	換金申込日の翌営業日の基準価額の0.2%

商 品 概 要

フ ァ ン ド 名	MHAMグローイング・アジア株式ファンド
商 品 分 類	追加型投信／海外／株式
委 託 会 社	みずほ投信投資顧問(株)
信 託 設 定 日	平成22年2月26日
信 託 期 限	信託設定日から平成32年2月25日
主 な 投 資 対 象	中国株式マザーファンド受益証券、インド株式マザーファンド受益証券およびASEAN株式マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
運 用 方 針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 主として、各マザーファンド受益証券への投資を通じて、中国・インド・ASEAN諸国の株式に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。 2. 個別銘柄の選定にあたっては、企業のファンダメンタルズ、成長性等を総合的に勘案して銘柄を選別し、投資を行います。 3. 各マザーファンド受益証券への投資配分は、それぞれのマザーファンド受益証券の組入れ比率が概ね均等割合となるよう投資することを原則とします。 4. 株式及び株価連動証券の実質組入比率は、高位を維持することを基本とします。 5. 実質組入外貨建て資産については、原則として為替ヘッジは行いません。 6. 市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。
主 な 投 資 制 限	<ol style="list-style-type: none"> 1. 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 2. 同一銘柄の株式（同一銘柄の株式を対象とする株価連動証券を含みます。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 3. 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
決 算	年1回（原則2月25日（休業日の場合は翌営業日））
収 益 分 配	<p>毎期、決算日に収益分配方針に基づき分配を行います。</p> <p>分配金額は、委託会社が基準価額水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。</p>
信 託 報 酬	信託財産の純資産総額に対して年率1.785%（税抜年率1.70%）
申 込 手 数 料	3.15%（税抜3.0%）
信 託 財 産 留 保 額	換金請求日の翌営業日の基準価額の0.3%

商 品 概 要

フ ァ ン ド 名	新光ブラジル債券ファンド
商 品 分 類	追加型投信／海外／債券
委 託 会 社	新光投信㈱
信 託 設 定 日	平成20年12月22日
信 託 期 限	信託設定日から平成30年12月10日まで
主 な 投 資 対 象	投資信託証券を主要投資対象として、長期的に安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
運 用 方 針	<p>1. 以下の投資信託証券を通じて、主としてブラジルリアル建てのブラジル国債に実質的に投資を行い、長期的に安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。</p> <p style="padding-left: 2em;">ブラジル籍外国投資法人：ユニバンコ・ブラジル・ソブリン・エヌアールアイ（以下ブラジルボンド・ファンドという）の投資証券（ブラジルリアル建て）</p> <p style="padding-left: 2em;">国内証券投資信託（親投資信託）：短期公社債マザーファンド受益証券</p> <p>2. 各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向などを勘案して決定するものとし、ブラジルボンド・ファンドの組入比率は、原則として高位とすることを基本とします。</p> <p>3. 外貨建資産（投資信託証券への投資を通じて間接的に保有するものを含みます。）については、原則として当ファンドにおいて為替ヘッジを行いません。</p> <p>4. 当ファンドの資金動向、市況動向によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が行われない場合があります。</p> <p>5. ブラジルボンド・ファンドが、償還した場合または約款に規定する事項の変更により商品の同一性が失われた場合は、委託者は受託者と合意のうえ投資信託契約を解約し、信託を終了させます。</p>
主 な 投 資 制 限	<p>1. 投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外には投資を行いません。</p> <p>2. 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。</p> <p>3. 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。</p>
決 算	原則として毎月8日（休業日の場合は翌営業日）
収 益 分 配	毎決算時に、収益分配方針に基づいて分配を行います。ただし分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
信 託 報 酬	<p>当ファンドで直接的または間接的に支払う実質的な信託報酬の上限（概算）は、投資信託財産の純資産総額に対して年1.51%（税込）程度となります。</p> <p>（上記は、ブラジル籍外国投資法人の発行する投資証券を100%組入れた場合の信託報酬の総額を示しています。）</p> <p>※当ファンド：年率1.26%（税込）</p> <p>※ブラジル籍外国籍投資法人の発行する投資証券：年率0.25%（上限）</p> <p>※短期公社債マザーファンド受益証券（国内籍）：ありません。</p>
申 込 手 数 料	3.675%（税抜3.5%）
信 託 財 産 留 保 額	ありません。ただし為替取引に係るブラジルの税制変更によって、かかる場合があります。

投資信託ご購入にあたっての注意事項

【投資信託のリスク】

投資信託は、その信託財産に組入れられた株式・債券・REITなどの価格が、金利の変動、為替相場の変動、その発行者に係る信用状況の変化などで変動し、基準価額(外国籍投資信託の場合は1口あたり純資産価格)が下落することにより、投資元本を割り込むことがあります。

なお、外貨建て投資信託については上記に加え、外貨建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも、為替相場の変動により円換算ベースでは投資元本を割り込むことがあります。

【投資信託取引に係る諸費用】

投資信託のご購入から換金・償還までの間に直接または間接にご負担いただく費用には以下のものがあります。(当社で販売中の追加型投資信託の上限を表示しています。)

* 申込手数料(申込口数、金額等に応じ、基準価額に対して、最大 3.675%(税込))

* 信託報酬(純資産総額に対して、最大年率 2.0075%(税込))
(ただし、運用成果に応じてご負担いただく実績報酬は除きます。)

* 信託財産留保額(換金時の基準価額に対して最大 0.500%)

* その他の費用(信託事務処理費用、売買委託手数料、借入金・立替金利息、監査費用など)
その他費用の金額および全体の合計額は、保有期間に応じて異なりますのであらかじめお示しすることが出来ません。

実際の費用の種類・額および計算方法はファンドにより異なります。また、その保有期間・運用状況等により換金時および期中の手数料等が変動するファンドもございます。その詳細は各ファンドの「投資信託説明書(目論見書)」および「目論見書補完書面」でご確認ください。

【その他の重要事項】

* 投資信託については、元本の保証はありません。

* 投資信託は預金・金融債・保険契約ではありません。

* 投資信託は預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

* 当社が取り扱う投資信託は投資者保護基金の規定による支払いの対象ではありません。

* 当社は投資信託の販売会社であり、投資信託の設定・運用は委託会社(外国籍投資信託の場合には管理会社)が行います。

* 投資信託の運用による利益および損失は投資信託をご購入されたお客さまに帰属します。

* 一部の投資信託には、信託期間中に中途換金できないものや、換金可能日時があらかじめ制限されているものもあります。

* 投資信託をご購入の際は「投資信託説明書(目論見書)」および「目論見書補完書面」を十分にお読みください。

「投資信託説明書(目論見書)」および「目論見書補完書面」はトマト銀行の本支店の窓口にて用意しております。

※ ご不明な点がございましたら、当社窓口までお問い合わせください。

【商号等】

株式会社 トマト銀行

〒700-0811 岡山市北区番町 2-3-4

登録金融機関 中国財務局長 (登金) 第 11 号

加入協会 日本証券業協会